

# 阪大分会ニュース

関西单一労働組合大阪大学分会  
大阪市淀川区十三東 3-16-12 TEL&FAX:06-6303-0449  
<http://handabunkai.xxxxxxx.jp/>

あらゆる相談受付中！！

正規・非常勤・派遣・委託など1人でも  
入れる組合です

4月19日(水) 13:30 大阪高裁  
第1回裁判へ結集をお願いします！！

2009年「お知らせ」による2015年3月末解雇から、早2年が経ちました。就労闘争、阪大は「制度だ」としか言いません。大阪地裁もヒトイ判決です。にもかかわらず、なぜ石橋組合員は闘い続けるのでしょうか。

大阪地裁の判決は「有期雇用だから」の一言です。12年働き続けてきたという事実があつても、「有期雇用」であれば、「期間満了」と労働者から職を奪うことができるというのです。

今現在の法体系は「有期雇用」を規制することなく、むしろ容認するものです。そして、社会においても「期限付き雇用」が当たり前にされています。けれどそれはやっぱりおかしいのです。非正規雇用（＝有期雇用）で働く労働者が4割近くになる中、「働かなければ生きていけない」という切実な状況の労働者は増加しています。そんな労働者から「有期雇用」であるということを（合理的な）理由にして、「制度だ」の一言で簡単に職を奪うなどということがまかりとおってはいけないです。そういう現代社会に「NO」をつきつける闘いなのです。

労働契約法18条（2013年4月施行）は、雇用期間が5年を超えた労働者が無期転換を申し込めば、使用者は合理的な理由なくその申込みを拒絶できないというものです。この無期転換申込権は、2018年4月1日より発生します。厚生労働省も文部科学省も、無期転換を逃れるための「5年雇止め」は法の趣旨に反するとしています。実際、無期転換できるようになった国立大学もあります。

ところが、阪大では、それまでの「6年上限」を2013年度以降は「5年上限」に変更し、無期転換を阻もうとしています。しかし、「5年働き続ける」ということは無期転換できる労働であるということです。それは、労働者が生きていくために最低限必要なことなのです。それが「当たり前」になり、「労働者が安心して生きていける」そんな社会に変えたいと闘っています。

「12年働いて『期間満了』」には納得ができません。「5年上限」も構造は同じです。やっぱり許せません。

「5年上限」＝「5年でクビ」なんて悔しくないですか？

「働き続けたい」と思いませんか？

「おかしい」と思いませんか？

「期間満了」を許さず、

「雇用の継続」を手に入れるため、

皆さんの声を聞かせてください。

職場に戻るまで闘うぞ！



2017年度も闘い続けるぞ！

====非正規労働者の談話室=====

4月27日(木)

5月25日(木) 午後6時～  
豊中市立千里公民館（千里中央下車）

